平成２９年（フ）第３９１号
名古屋市緑区桶狭間森前1107番地　グリーンヒルズ清水山202号
債務者　松元マリ子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４３２号
愛知県長久手市岩作高山12番地26　みすずハイツ301号
債務者　井柳　基名
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１２号
岡山市北区旭本町４番30―１号シャーメゾンタチバナ202号室
債務者　相園　　咲
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８２３号
東京都足立区西新井本町４丁目４―16
債務者　松波　佑子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８４１号
東京都大田区南久が原２丁目８―３―203
債務者　渡邉　昌子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８５３号
東京都足立区六木３丁目24―７―304
債務者　鈴木　清之
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８５５号
東京都大田区西馬込２丁目11―17
債務者　大野　　忠
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８６９号
東京都葛飾区堀切７丁目９―６―201
債務者　石田　俊一
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８７４号
東京都豊島区池袋本町１丁目45―20―102
債務者　石垣　　翼
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８７６号
東京都江東区東砂２丁目12―２―407
債務者　梶谷　耕平（旧姓平川）
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８８０号
東京都杉並区西荻北２丁目36―10　双葉荘15
債務者　鈴木　崇将
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８８２号
東京都豊島区南長崎３丁目22―２―101
債務者　今野可奈子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８８３号
東京都大田区池上６丁目21―15―202
債務者　福田　一美
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８９１号
東京都世田谷区経堂４丁目18―９―203
債務者　柳沼　憲一
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８９２号
東京都大田区大森南２丁目14―１―306　大森南二丁目アパート
債務者　長谷川享代
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８９４号
東京都国分寺市東戸倉２丁目39―16―204
債務者　吉江　亜依
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部